富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に「専門職大学前期課程の修了者」を加えるもの。

１　改正内容

（１）第３条の改正

〇布設工事監督者の資格要件に専門職大学前期課程の修了者を加える。

（２）第４条の改正

〇水道技術管理者の資格要件に専門職大学前期課程の修了者を加える。

２　施行期日

平成３１年４月１日

富士見市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例
（平成２４年条例第３０号）の一部を改正する条例新旧対照表（傍線部は改正部分）

新	旧
（布設工事監督者の資格） 第３条　（略） (1)・(2)　略 (3)　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6)　略 （水道技術管理者の資格） 第４条　（略） (1)　（略） (2)　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)・(4)　略	（布設工事監督者の資格） 第３条　（略） (1)・(2)　略 (3)　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(6)　略 （水道技術管理者の資格） 第４条　（略） (1)　（略） (2)　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)・(4)　略